(証券コード5936)
平成21年６月２日

株　主　各　位

大阪市中央区南船場二丁目３番２号
東洋シヤッター株式会社
代表取締役社長　藤　田　和　育

第54回定時株主総会招集ご通知

拝啓　ますますご清栄のこととお慶び申しあげます。
　さて、当社第54回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成21年６月18日（木曜日）午後５時15分までに到着するよう折り返しご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

1．日　　時　平成21年６月19日（金曜日）　午前10時
2．場　　所　大阪市中央区南船場２丁目４番10号
　チサンホテル心斎橋　第一会場
3．目的事項
　報告事項
　1．第54期（平成20年４月１日から平成21年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　2．第54期（平成20年４月１日から平成21年３月31日まで）計算書類の内容報告の件
　決議事項
　第１号議案　定款一部変更の件
　第２号議案　取締役５名選任の件
　第３号議案　監査役１名選任の件
　第４号議案　監査役補欠者１名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎株主総会参考書類および事業報告、連結計算書類、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.toyo-shutter.co.jp）に掲載させていただきます。

添 付 書 類

事　業　報　告

（平成20年４月１日から
平成21年３月31日まで）

1.　企業集団の現況に関する事項

(1)事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、原油等の乱高下や米国に端を発した世界的な金融危機による混乱から短期間のうちに減速し、景気の後退感が一層強まり過去に経験したことのない展開となりました。

当シャッター業界におきましても、こうした急激な景気減速による殆どの産業における企業収益の大幅な減少等から、民間設備投資の縮小や中止、さらに改正建築基準法による工事着工の長期化の影響等もあり、引き続き非常に厳しい状況で推移しました。

このような状況の下、当社グループは中期経営計画「レボリューション３」の最終年度として、営業・生産活動に積極的に取り組みました。しかしながら、昨今のこの厳しい経営環境と受注競争の激化から、当初計画に比し売上高・利益面ともに大幅な減少を余儀なくされました。この結果、売上高は20,706百万円と前年同期比6.3%減となり、受注残高は前年同期比19.1%減の4,899百万円となりました。営業利益は前年同期比54.5%減の337百万円、経常利益は前年同期比62.9%減の225百万円、当期純利益は前年同期比94.6%減の132百万円となりました。

(2)資金調達の状況および設備投資の状況

当連結会計年度中においては、重要な資金調達を行っておりません。

当連結会計年度中における設備投資は、総額133百万円であり、その主なものは、設備の更新であります。

また、上記のほかに設備投資及びIT関連に係るリース契約額が72百万円あります。

なお、設備投資の所要資金は、自己資金でまかなっております。

(3)対処すべき課題

中期的な経営戦略

当社グループは、今後も引き続き予想される厳しい経済環境下で、企業品質の向上を目指し、社会に安全・安心・快適・感動を提供し続けることを念頭に、平成21年度を初年度とする新中期経営計画『Fusion Plan ３』を策定いたしました(平成21年２月16日公表)。

この計画に基づき、当社グループは全社一丸となって計画を進めていくことを予定しております。

新中期経営計画最終年度となる平成24年３月期の損益計画としては、売上高は20,400百万円、営業利益は800百万円、経常利益は700百万円、当期純利益400百万円を見込んでおります。

株主各位におかれましては、今後ともなお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

[経営ビジョン]

・企業品質を重視し、社会から信頼され、社会に貢献できる企業を目指します。
・良い商品と良いサービスを提供し、お客さまから満足と信頼をいただく企業を目指します。
・働きがいのある職場作りに努め、共に働く人々に喜びを与えることのできる企業を目指します。

[新中期経営計画骨子]

新中期経営計画『Fusion Plan 3』においては、以下の重点施策の遂行により、収益の確保、企業品質の向上を図ります。

(1) コンプライアンスの取組みを更に強化し、企業品質の向上を図ります。
(2) 地域別に販売と生産を一体化した地域事業部制により、地域事情に即した機動的戦略を展開します。
(3) より高い商品品質を求め、技術面での開発・改良を行うことにより、競争力を高めます。
(4) 営業人員の増強ならびに営業推進体制の整備を行い、営業力の強化を図ります。
(5) アフターサービスの充実と収益力強化のため、メンテサービス営業を積極的に推進します。
(6) コスト圧縮に努めると共に、TS-KAIZEN運動を強力に推進し、生産性の改善を図ります。

(4)財産および損益の状況の推移

区　　分	平成17年度 第51期	平成18年度 第52期	平成19年度 第53期	平成20年度 第54期 (当連結会計年度)
受　注　高	20,623,128千円	21,878,691千円	21,524,575千円	19,549,714千円
売　上　高	20,421,736千円	21,250,339千円	22,105,060千円	20,706,934千円
経常利益	881,289千円	805,519千円	608,682千円	225,946千円
当期純利益	823,706千円	744,367千円	2,447,430千円	132,014千円
1株当たり当期純利益	14円75銭	131円84銭	460円32銭	15円23銭
総　資　産	17,612,188千円	19,546,411千円	18,347,972千円	17,110,381千円
純　資　産	3,867,752千円	4,385,656千円	6,476,245千円	6,420,684千円

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、連結当期純利益から当期優先株式配当金総額を控除した金額を期中平均株式数（除く自己株式数）で除して算出しております。
2. 平成18年度（第52期）において、平成18年9月1日付けで株式10株を1株に併合しております。

(5)重要な親会社および子会社の状況

①親会社

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会　　社　　名	資 本 金	当 社 の 出資比率	主要な事業内容
南東洋シヤッター株式会社	20,000 千円	100 %	外 注 業 務 の 請 負

(6)主要な事業内容

各種シャッターおよびその他の建築用建具・建材の製造・取付および販売
防災・防犯機器の製造・取付および販売
建築用金物・船舶用金物・装飾金物・家具厨房機器の製造および販売
建築物の設備機器・資材・什器設備・消耗品の仕入・販売および輸出入に関する業務
各種電気輸送機および電気装置用機械器具ならびに材料の販売・据付および修理
上記の保守業務
不動産の売買・賃貸借・仲介および管理
工業所有権・著作権等の無体財産権・ノウハウ・システムエンジニアリング・その他ソフトウェアの取得・貸与および販売
上記に関連する業務

(7)主要な営業所および工場

本　　社　(大阪市)
東京本社　(東京都中央区)
支　　店　東京支店(東京都中央区)、東京ビル建支店(東京都中央区)、
東日本メンテ支店(東京都墨田区)、横浜支店(横浜市)、
名古屋支店(名古屋市)、京都支店(京都市)、大阪支店(大阪市)、
大阪ビル建支店(大阪市)、関西メンテ支店(大阪市)、
神戸支店(神戸市)、中四国支店(広島市)、
九州支店(福岡県糟屋郡)、西日本メンテ支店(福岡県糟屋郡)
営 業 所　全国主要都市56ヶ所
工　　場　つくば工場(茨城県稲敷市)、奈良工場(奈良県磯城郡)、
九州工場(鹿児島県姶良郡)
子 会 社　南東洋シヤッター株式会社(鹿児島県姶良郡)

(8)従業員の状況

企業集団の従業員の状況

事業の部門等の名称	従業員数
管理部門	60 名
営業部門	452
製造部門	140
合計	652

(注) 上記従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者１名を除いた就業人員であります。また、上記従業員数には嘱託従業員およびパート従業員(合計126名)は含んでおりません。

(9)主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	2,542,857 千円
株式会社三井住友銀行	1,092,857
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,092,857
株式会社りそな銀行	314,285
住友信託銀行株式会社	157,142

(注) 当社は運転資金の効率的な調達を行うため、総額1,000百万円のコミットメントライン契約を締結しており、当連結会計年度末日現在の借入金未実行残高は500百万円であります。

2. 会社の株式に関する事項

(1)発行済株式の総数

①発行可能株式総数	普通株式		17,748,000株
	第１回優先株式		3,000,000株
②発行済株式の総数	普通株式	(自己株式32,326株含む)	5,187,123株
	第１回優先株式		2,000,000株

(2)株主数

普通株式	6,864名
第１回優先株式	1名

(3)大株主

(普通株式)

株主名	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	341 千株	6.6 %
株式会社みずほ銀行	252	4.9
東洋シヤッター取引先持株会	234	4.5
東洋シヤッター従業員持株会	226	4.4
日本生命保険相互会社	149	2.9
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	130	2.5
愛知電機株式会社	125	2.4
中央不動産株式会社	114	2.2
スガツネ工業株式会社	110	2.1
株式会社みずほコーポレート銀行	60	1.2

(注) 上記の持株数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	112千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口４）	16千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口４Ｇ）	213千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	130千株

(第１回優先株式)

株主名	持株数
株式会社みずほ銀行	2,000 千株

(注) 第１回優先株式は議決権を有しておりません。

(4)その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4.　会社役員に関する事項

(1)取締役および監査役

地　　位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	藤　田　和　育	執行役員社長、全般統括
代表取締役副社長	山　本　　宣	執行役員副社長、全般統括
専務取締役	岩　出　政　和	専務執行役員、生産製品本部管掌
取　締　役	岡　田　敏　夫	常務執行役員、企画管理本部管掌兼企画管理本部長兼新規事業開発部長
取　締　役	生　瀬　　均	常務執行役員、営業本部管掌（東京駐在）
取　締　役	小　田　　修	内部統制統括部長
常勤監査役	山　口　正　明	
常勤監査役	増　山　久　雄	
監　査　役	津　田　尚　廣	(弁護士、なにわ橋法律事務所パートナー)
監　査　役	堤　　昌　彦	(公認会計士、堤公認会計士事務所所長)

(注) 1.　監査役　津田　尚廣氏、堤　昌彦氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
2.　監査役　津田　尚廣氏は、弁護士としての豊かな経験と優れた識見を有するものであります。
3.　監査役　堤　昌彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4.　当社は法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、監査役補欠者　小林喜雄氏を選任しております。
5.　当社は執行役員制度を採用しており、平成21年３月31日現在の執行役員は次のとおりであります。

地　　位	氏　　名	担　　当
執行役員社長	藤　田　和　育	代表取締役社長、全般統括
執行役員副社長	山　本　　宣	代表取締役副社長、全般統括
専務執行役員	岩　出　政　和	専務取締役、生産製品本部管掌
常務執行役員	岡　田　敏　夫	取締役、企画管理本部管掌兼企画管理本部長兼新規事業開発部長
常務執行役員	生　瀬　　均	取締役、営業本部管掌（東京駐在）
常務執行役員	三　邑　政　輝	生産製品本部長
常務執行役員	右　川　久　善	営業本部長兼ＥＭ営業部長
常務執行役員	丸　山　明　雄	企画管理本部副本部長兼経理部長
執　行　役　員	加　茂　達　男	生産製品本部生産ユニット長
執　行　役　員	金　久　史　郎	営業本部関西営業ユニット長
執　行　役　員	村　中　正　人	営業本部西日本営業ユニット長兼西日本営業推進部長
執　行　役　員	松　本　泰　介	営業本部関西営業ユニット大阪ビル建支店長
執　行　役　員	林　　清　行	営業本部営業企画部長兼営業戦略室長

(2)取締役および監査役の報酬等の額

区　　分	員　　数	報酬等の額	摘　　要
取　締　役	6 人	157,284 千円	
監　査　役 (内　、　社　外)	5 人 (2)	35,897 千円 (6,900)	第53回定時株主総会にて１名退任および１名就任
計	11 人	193,181 千円	

(注) 1. 上記報酬等の額には、平成20年６月20日開催の第53回定時株主総会において決議された役員退職慰労金制度廃止にともなう役員退職慰労金の打ち切り支給額が含まれております（役員退職慰労金は役員退任時に支給されます)。打ち切り支給額の総額は取締役（員数は６名）39,512千円、監査役（員数は３名）3,817千円であります。

2. 上記報酬等の額には、当事業年度に退任した監査役１名に対する退職慰労金2,617千円を含んでおります。

(3)社外役員に関する事項

監査役　津田　尚廣、監査役　堤　昌彦について

ア．重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ．社外役員の他の会社の兼職状況

区　　分	兼職先会社名	兼職内容
監　査　役　　津田　尚廣	株式会社アイディーユー	社外監査役
	株式会社大林組	社外監査役
	株式会社ＰＧＳホーム	社外監査役
監　査　役　　堤　　昌彦	株式会社ニチダイ	社外監査役

ウ．当事業年度における主な活動状況

取締役会および監査役会への出席状況	取締役会(27回開催)	監査役会(８回開催)
	出席回数(回)／出席率(%)	
監　査　役　　津田　尚廣	22回／81.5%	８回／100%
監　査　役　　堤　　昌彦	24回／88.9%	８回／100%

各社外監査役は取締役会に出席し、それぞれの専門的見地から、公正な意見の表明を行いました。また、監査役会に出席し、監査の方法その他の監査役の職務執行に関する事項について、意見の表明を行いました。

エ．責任限定契約の内容の概要

当社は、社外監査役として有用な人材を迎えることができるよう、現行定款において、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲内に限定できる契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、社外監査役と当社の間で、当該責任限定契約を締結しております。

当該定款に基づき、当社が社外監査役の全員と契約した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

「社外監査役は、本契約締結日以降社外監査役として職務をなすにつき、善意にしてかつ重大な過失なくその任務を怠ったことにより会社に損害を与えた場合は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする。」

オ．社外役員の報酬等の総額

区　　分	員　　数	報酬等の額
社外役員の報酬等の総額	2 人	6,900 千円

(注) 1. 上記報酬等の額には、平成20年６月20日開催の第53回定時株主総会において決議された役員退職慰労金制度廃止にともなう役員退職慰労金の打ち切り支給額が含まれております（役員退職慰労金は役員退任時に支給されます)。社外役員の打ち切り支給額の総額は1,200千円、員数は２名であります。

5. 会計監査人の状況

(1)会計監査人の名称

栄監査法人

(2)責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3)当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 報酬等の額	32,000 千円
② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の額	32,000 千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区別しておりませんので、①の金額には、金融商品取引法の監査の報酬等の額を含めております。

(4)非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5)解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。

6. 会社の体制および方針

(1)取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役、従業員を含めた行動規範として「TS役職員行動規範」を定めるとともに、役員を対象とした「役員規程」を定め、これらの遵守を図ります。取締役会については「取締役会規則」を定め、その適切な運営を確保しつつ、月１回の開催実績を維持し、その他必要に応じ随時開催して取締役間の意思疎通を図るとともに相互の業務執行を監督し、必要に応じ外部の専門家を起用し法令定款違反行為を未然に防止します。

また、当社は監査役会設置会社であり、各取締役の職務執行については、監査役会の定める「監査役監査基準」に従い、監査役が監査を行っています。その他に、弁護士事務所等外部専門家に顧問を委嘱し経営機能の強化を図ります。

なお、取締役が法令定款違反を発見した場合は直ちに監査役会および取締役会に報告し、その是正を図るとともに、後述する項番５の各条項は取締役の行為にも向けられており、その整備・確立も取締役の法令違反の抑制・防止に寄与するものであります。

(2)取締役の職務の執行に係わる情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係わる情報については、「文書管理規程」に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持することとします。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①当社は会社経営を取り巻く各種リスク発生時の対応策として、「TSコンティンジェンシープラン」を定め、リスクの低減に努めるものとします。

②同じく各種リスクへの管理部署として、業務の執行部門から独立した組織として内部統制統括部を設置します。内部統制統括部には、コンプライアンス室、リスク管理室、業務監査室、品質管理室を置き、各種リスクの検証、計量、対応指導を行います。

③内部統制統括部は業務監査室が「内部監査規程」に基づいて内部監査を行う他、各室がリスク管理に係わる規程を定め行動します。

④役員全員を中心として構成するリスク管理委員会を設置し、内部統制統括部で把握した当社のリスクに関する事象への方針協議を行います。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①中期経営計画・年度計画を策定し、経営ビジョン・経営戦略を周知徹底するとともに、部署毎の目標設定により行動基準を明確化し、各業務執行ラインが目標達成のため活動することとします。また、計画の進捗状況についても定期的に検証を行います。

②職務の執行については、「組織規程」に職務分掌を明確化するとともに、「取締役会規則」、「稟議規程」等で権限を明確化し、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとします。

(5)使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

①当社のコンプライアンス体制を網羅するものとして「TS役職員行動規範」を定め、当社のコンプライアンスに関する基本方針、概念、社内体制、内部通報体制、遵守事項を明確化します。

②コンプライアンス対応部署として、業務執行部門から独立した組織の内部統制統括部にコンプライアンス室を置き、コンプライアンス問題への対応、教育啓蒙を行います。

③役員全員を中心として構成するコンプライアンス委員会を設置し、内部統制統括部で把握した当社のコンプライアンスに関する事象への全社的対応の方針協議を行います。

④内部監査部門として、業務執行部門から独立した組織の内部統制統括部に業務監査室を置き、使用人の業務執行状況を監査します。

⑤監査役は当社の法令遵守体制および内部通報体制の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとします。

(6)当社ならびにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保する体制

①グループ会社の業務の適正を確保するため、「TS役職員行動規範」をグループ会社にも適用し周知徹底するものとします。

②グループ会社は当社に準じて規程類を整備するものとします。

③グループ会社には「関係会社管理規程」に基づき、内部統制統括部業務監査室による内部監査を実施し、その業務の適正が確保されているか検証するものとします。

④同じく、内部統制統括部各室により、各種リスクの検証、計量、対応指導を行います。

⑤監査役はグループ会社の業務の適正の確保に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとします。

(7)監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

①監査役の職務を補助すべき使用人を、当社は置きません。

②但し、監査役から求めがあった場合は当社の使用人から若干名を任命するものとします。

③監査役補助者の任命・解任・人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で取締役会において決定するものとし、取締役からの独立性を確保するものとします。

④監査役補助者は、業務の執行に係わる役職を兼務しないこととします。

(8)取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①取締役および使用人は、監査役会の要請に応じて必要な報告および情報提供を行うこととします。

②前項の報告・情報提供の主なものは、次のとおりとします。
イ．当社の内部統制システム構築に係わる部門の活動状況。
ロ．当社のグループ会社内部監査の活動状況。
ハ．当社の重要な会計方針、会計基準およびその変更。
ニ．業績および業績見込の発表内容、重要開示書類の内容。
ホ．内部通報制度の運用および通報の内容。
ヘ．稟議書および監査役から要求された会議議事録回付の義務付け。

(9)財務報告の信頼性を確保するための体制

①財務報告の信頼性確保および、金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制システムの構築を行います。
②内部統制システムと金融商品取引法およびその他の関係法令等との適合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行います。

(10)反社会的勢力排除に向けた体制

①社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応します。
②反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、内部統制統括部を対応総括部署とし、警察等関連機関とも連携して対応します。

7．当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1)基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。もっとも、当社の株主のあり方について当社は、証券取引所への上場により株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えておりますので、会社を支配する者のあり方は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき決定されるべきものと考えております。

したがって、会社の支配権の移転をともなう買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。しかしながら、当社普通株式の大量の買付行為や買付提案の中には、株主に普通株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主が買付の条件等について検討したり、当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えております。

近時、わが国の資本市場においては、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく一方的に大量の株式の買付を強行するといった動きが顕在化しつつあり、こうした大量買付により、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損されるおそれも増大しています。

とりわけ、シャッター業界における厳しい競争の中、当社が今後も持続的に企業価値を確保・向上させていくためには、当社の、設計・製造・施工の一貫システム体制の構築、維持および適切な運用が必要であります。当該一貫システム体制は当社が長年にわたり蓄積した経営ノウハウに基づき構築されたものであり、これにより、お客様の多様なニーズに対して適切かつ柔軟に対応することが可能となっております。これらが当社の株式の買付けを行う者により中長期的に維持され、向上させられなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることになります。また、当該一貫システム体制を運用するにあたっては、設計・製造・施工に関する専門的知識や、主に従業員に蓄積されている運用ノウハウおよび経験が必要であり、かつ、お客様との長期にわたる関係構築が不可欠であります。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社普通株式に対する大量買付が行われた際に、かかる大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断しております。

(2)基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成19年６月22日開催の定時株主総会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社普通株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策、以下「本プラン」という）の導入を決議しました。

本プランは、本プランに定められた手続きに従うことなく当社株式の買付等を行い、その保有割合が20%以上となる場合等、買付者等による買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害する恐れがあると認められた場合に発動されるものであり、発動においては別に定められた規程により構成された独立委員会による勧告を最大限尊重することにより、当社取締役会の恣意的判断を排することとしています。

本プランのスキームは事前警告型ライツプランでありますが、本プランの規程に従い発行される新株予約権の無償割当と行使により、買付者等の買付等における株式保有割合の希釈化を図ります。この場合、必要に応じてあるいは規程に従い、適切な情報開示を株主の皆様方に行うこととしています。

なお、本プランの有効期間は決議のときから３年間であります。本プランに基づいて新株予約権の無償割当を行う場合には、この期間内に当社取締役会においてその決議を行うものとします。

(3)本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値または株主の共同利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持が目的でないことおよびその理由

当社取締役会は、以下の理由により、本プランが当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とすることでないことを判断しております。

①買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」（経済産業省および法務省、平成17年５月27日発表）に定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。

②株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

③株主意思を重視するものであること

有効期間満了前であっても、株主総会において本プランの廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止することとなります。これにより、株主の皆様の意思が反映されることとなります。

④独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランの運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を除去し、運用に関する実質的判断を行う機関として、当社の業務執行を行う経営陣から独立している「独立委員会」を設置しております。

同委員会は、本プランの恣意的運用を行うことがないように厳しく監視を行うとともに、同委員会の判断の概要については、株主の皆様へ情報開示を行うことになっており、透明性を確保しております。

⑤合理的な客観的な発動要件の設定

独立委員会の根拠となる規程においては、本プランの発動手続きにおいては、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されております。

⑥第三者専門家の意見の取得

独立委員会は、その判断の公平性・客観性を担保するために、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士等の専門家）の助言を得ることができることとされており、その費用は当社が負担いたします。

⑦当社取締役の任期は１年であること

当社取締役の任期は１年でありますので、毎年の取締役の選任を通じて、本プランに対する株主の意向を反映させることが可能です。

8. 剰余金の配当等に関する方針

当社グループは、中長期的な企業価値の向上と株主の皆様への利益還元のバランスの最適化を経営の最重要課題のひとつとして位置付けしております。今後の飛躍のための設備投資や研究開発費に必要な内部留保の確保、財務状況や業績等を勘案しながら、株主の皆様に利益還元を行ってまいります。

この方針に基づき、新中期経営計画期間は安定的な配当を目指し、１株当たり20円の年間配当を計画しております。

本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(平成21年３月31日現在)　　単位：千円

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**8,414,536**	**流動負債**	**9,010,240**
現金及び預金	842,458	支払手形及び買掛金	3,683,981
受取手形及び売掛金	4,481,022	短期借入金	3,400,000
製品	1,710	一年以内返済予定長期借入金	532,000
仕掛品	1,740,361	未払金	357,965
原材料及び貯蔵品	584,515	未払法人税等	77,819
その他	816,641	未払消費税等	41,250
貸倒引当金	△ 52,173	賞与引当金	190,057
固定資産	**8,695,844**	その他	727,166
有形固定資産	**8,209,193**	**固定負債**	**1,679,456**
建物及び構築物	3,425,663	長期借入金	1,568,000
機械装置及び運搬具	439,534	長期未払金	43,330
工具器具備品	155,363	リース債務	30,124
土地	4,147,461	退職給付引当金	38,001
リース資産	41,171	**負債合計**	**10,689,696**
無形固定資産	**63,027**	**純資産の部**	
電話加入権	37,041	**株主資本**	**6,421,117**
その他	25,986	**資本金**	**1,838,213**
投資その他の資産	**423,622**	**資本剰余金**	**0**
投資有価証券	19,327	**利益剰余金**	**4,618,886**
その他	520,646	**自己株式**	**△ 35,983**
貸倒引当金	△ 116,351	**評価・換算差額等**	**△ 432**
		その他有価証券評価差額金	**△ 432**
		純資産合計	**6,420,684**
資産合計	**17,110,381**	**負債・純資産合計**	**17,110,381**

連結損益計算書

（平成20年４月１日から
平成21年３月31日まで）

単位：千円

科目	金	額
売上高		20,706,934
売上原価		15,761,939
売上総利益		**4,944,995**
販売費及び一般管理費		4,607,214
営業利益		**337,781**
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,673	
償却債権取立益	1,395	
受取手数料	5,022	
保険配当金	19,592	
受取補償金	6,300	
その他	8,357	42,341
営業外費用		
支払利息	106,724	
シンジケートローン手数料	31,458	
その他	15,993	154,175
経常利益		**225,946**
特別利益		
厚生年金基金代行返上益	9,950	9,950
特別損失		
役員退職慰労金	39,624	39,624
税金等調整前当期純利益		**196,272**
法人税、住民税及び事業税	64,257	64,257
当期純利益		**132,014**

連結株主資本等変動計算書

（平成20年４月１日から
平成21年３月31日まで）

単位：千円

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成20年３月31日残高	1,838,213	0	4,671,235	△ 33,210	6,476,239
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 184,363		△ 184,363
当期純利益			132,014		132,014
自己株式の取得				△ 2,773	△ 2,773
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計			△ 52,348	△ 2,773	△ 55,122
平成21年３月31日残高	1,838,213	0	4,618,886	△35,983	6,421,117

単位：千円

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成20年３月31日残高	6	6	6,476,245
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当			△ 184,363
当期純利益			132,014
自己株式の取得			△ 2,773
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△ 438	△ 438	△ 438
連結会計年度中の変動額合計	△ 438	△ 438	△ 55,561
平成21年３月31日残高	△ 432	△ 432	6,420,684

連結注記表

【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記】

1．連結の範囲に関する事項

子会社はすべて連結しております。

連結子会社　　１社

南東洋シヤッター株式会社

なお、持分法適用会社はありません。

2．連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度は、連結決算日と一致しております。

3．会計処理基準に関する事項

(1)重要な資産の評価基準および評価方法

①有　価　証　券

その他有価証券

時価のあるもの　決算期末日の市場価格等に基づく時価法

なお、評価差額金は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。

時価のないもの　総平均法による原価法

②棚　卸　資　産

製品　主として移動平均法による原価法

仕掛品　主として移動平均法による原価法

原材料及び貯蔵品　主として移動平均法による原価法

(連結貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2)重要な減価償却資産の減価償却方法

①有形固定資産

ａ）リース資産以外の有形固定資産　平成19年３月31日以前に取得したもの……旧定額法

平成19年４月１日以後に取得したもの……定額法

なお、主な耐用年数は建物３～50年、機械装置及び運搬具２～10年になります。

(追加情報)　平成20年度税制改正を契機に当社および連結子会社の耐用年数を見直したことにより、当社の機械装置について、従来、耐用年数を２～13年としていましたが、当連結会計年度から10年に変更しております。これにより、当連結会計年度の損益に与える影響額は、売上総利益は28,496千円、営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益および当期純利益は28,558千円の減少であります。

ｂ）リース資産　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産

リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法によります。

②無形固定資産

ａ）リース資産以外の無形固定資産　主として定額法

但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づき定額法を採用しています。

ｂ）リース資産　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産

リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法によります。

(3)重要な引当金の計上基準

①貸 倒 引 当 金　債権の貸倒損失に備え、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定債権については、債権の回収可能性を検討して、回収不能見込額を計上しています。

②賞 与 引 当 金　従業員に対する賞与支払に備えて、支給見込額に基づく当連結会計年度負担額を計上しています。

③退職給付引当金　従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しています。

なお、当連結会計年度末において、前払年金費用527,518千円を資産に計上しています。

会計基準変更時差異（942,881千円）については、15年による按分額を費用処理しています。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時の従業員の平均勤続期間以内の一定の年数（10年）による按分額をそれぞれ発生の翌連結会計年度より費用処理しています。

(追加情報)　当社は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成19年７月１日に厚生労働大臣から過去分返上の認可を受け、平成20年９月26日付で国に返還額（最低責任準備金）の納付を行っております。これにより、前期（平成20年３月期）に測定された返還相当額と確定返還額との差額9,950千円を、厚生年金基金代行返上益として特別利益に計上しております。

なお、前期（平成20年３月期）において、厚生年金基金代行返上益として、特別利益1,900,264千円を計上しております。

(4)その他

①消費税等の会計処理方法　税抜方式を採用しております。

4．連結子会社の資産および負債の評価に関する事項

全面時価評価法を採用しております。

【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更】

1．会計方針の変更

①当連結会計年度から企業会計基準委員会　企業会計基準第９号「棚卸資産の評価に関する会計基準」(平成18年７月５日）が適用されたことに伴い、評価基準については、原価法から原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により変更しております。

なお、この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

②当連結会計年度から「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会　平成５年６月17日　最終改正　平成19年３月30日　企業会計基準第13号）および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会　平成６年１月18日　最終改正　平成19年３月30日　企業会計基準適用指針第16号）を適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更し、リース資産として計上しております。

また、リース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

但し、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

なお、この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

【連結貸借対照表に関する注記】

1．担保に供している資産は次のとおりであります。

土　　地	4,142,677千円
建物及び構築物	3,309,161千円
計	7,451,839千円

上記に対する債務は次のとおりであります。

借　入　金	5,400,000千円

2．有形固定資産の減価償却累計額　7,862,669千円

3．コミットメントライン契約　運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行５行とコミットメントライン契約を締結しております。

当連結会計年度におけるコミットメントラインに係る借入金未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントライン契約の総額	1,000,000千円
当連結会計年度末借入未実行残高	500,000千円

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1．当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普　通　株　式	5,187,123株
第１回優先株式	2,000,000株

2．配当に関する事項

(1)配当金支払額

決　　議	株式の種類	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基　準　日	効力発生日
平成20年５月12日取　締　役　会	普　通　株　式	61,900	12	平成20年３月31日	平成20年６月４日
平成20年５月12日取　締　役　会	第１回優先株式	32,090	16.045	平成20年３月31日	平成20年６月４日
平成20年10月27日取　締　役　会	普　通　株　式	61,876	12	平成20年９月30日	平成20年12月８日
平成20年10月27日取　締　役　会	第１回優先株式	28,496	14.248	平成20年９月30日	平成20年12月８日

(2)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決　　議	株式の種類	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基　準　日	効力発生日
平成21年５月11日取　締　役　会	普　通　株　式	41,238	8	平成21年３月31日	平成21年６月３日
平成21年５月11日取　締　役　会	第１回優先株式	24,990	12.495	平成21年３月31日	平成21年６月３日

【１株当たり情報に関する注記】

1．１株当たり純資産額　1,046円73銭

2．１株当たり当期純利益　15円23銭

（備考）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成21年５月13日

東洋シヤッター株式会社
取　締　役　会　御　中

栄　監査法人
代表社員 業務執行社員　公認会計士　國　分　紀　一　㊞
代表社員 業務執行社員　公認会計士　迫　田　清　己　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、東洋シヤッター株式会社の平成20年４月１日から平成21年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋シヤッター株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

貸借対照表

(平成21年３月31日現在)　　単位：千円

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**8,402,316**	**流動負債**	**9,012,910**
現金及び預金	830,133	支払手形	2,960,319
受取手形	2,311,556	買掛金	733,049
売掛金	2,169,465	短期借入金	3,400,000
製品	1,710	一年以内返済予定長期借入金	532,000
仕掛品	1,741,114	未払金	357,965
原材料及び貯蔵品	584,515	未払法人税等	76,539
前払費用	461,916	未払消費税等	39,724
短期貸付金	60	未払費用	131,995
未収金	331,812	前受金	482,210
その他	22,204	預り金	85,343
貸倒引当金	△ 52,173	賞与引当金	186,145
固定資産	**8,680,021**	設備支払手形	10,248
有形固定資産	**8,190,726**	その他	17,367
建物	3,238,173	**固定負債**	**1,641,455**
構築物	187,219	長期借入金	1,568,000
機械装置	417,108	長期未払金	43,330
車輌運搬具	5,101	リース債務	30,124
工具器具備品	154,491	**負債合計**	**10,654,365**
土地	4,147,461	**純資産の部**	
リース資産	41,171	**株主資本**	**6,428,404**
無形固定資産	**62,698**	**資本金**	**1,838,213**
電話加入権	36,748	**資本剰余金**	**0**
その他	25,950	その他資本剰余金	0
投資その他の資産	**426,595**	**利益剰余金**	**4,626,174**
投資有価証券	19,327	利益準備金	75,165
関係会社株式	0	その他利益剰余金	4,551,008
長期貸付金	35,083	繰越利益剰余金	4,551,008
破産・更生債権等	109,571	**自己株式**	△ **35,983**
差入保証金	170,900	**評価・換算差額等**	△ **432**
事業保険積立金	418	**その他有価証券評価差額金**	△ **432**
長期前払費用	41,805	**純資産合計**	**6,427,972**
前払年金費用	149,735		
長期未収金	13,469		
その他	2,662		
貸倒引当金	△ 116,378		
資産合計	**17,082,337**	**負債・純資産合計**	**17,082,337**

損　益　計　算　書

（平成20年４月１日から
平成21年３月31日まで）

単位：千円

科目	金額	
売上高		20,706,934
売上原価		15,794,383
売上総利益		**4,912,551**
販売費及び一般管理費		4,557,024
営業利益		**355,526**
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,804	
償却債権取立益	1,395	
受取手数料	5,022	
保険配当金	19,592	
受取補償金	6,300	
その他	8,356	42,471
営業外費用		
支払利息	106,724	
シンジケートローン手数料	31,458	
その他	15,993	154,175
経常利益		**243,822**
特別利益		
厚生年金基金代行返上益	9,950	9,950
特別損失		
役員退職慰労金	39,624	
関係会社株式評価損	19,999	59,624
税引前当期純利益		**194,148**
法人税、住民税及び事業税	62,700	62,700
当期純利益		**131,448**

株主資本等変動計算書

（平成20年４月１日から
平成21年３月31日まで）

単位：千円

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成20年３月31日残高	1,838,213	0	0	56,729	4,622,359	4,679,089	△ 33,210	6,484,093
事業年度中の変動額								
剰余金の配当				18,436	△ 202,799	△ 184,363		△ 184,363
当期純利益					131,448	131,448		131,448
自己株式の取得							△ 2,773	△ 2,773
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計				18,436	△ 71,351	△ 52,915	△ 2,773	△ 55,688
平成21年３月31日残高	1,838,213	0	0	75,165	4,551,008	4,626,174	△ 35,983	6,428,404

単位：千円

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成20年３月31日残高	6	6	6,484,099
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△ 184,363
当期純利益			131,448
自己株式の取得			△ 2,773
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△ 438	△ 438	△ 438
事業年度中の変動額合計	△ 438	△ 438	△ 56,127
平成21年３月31日残高	△ 432	△ 432	6,427,972

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

①有　価　証　券

その他有価証券

時価のあるもの　決算期末日の市場価格等に基づく時価法

なお、評価差額金は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。

時価のないもの　総平均法による原価法

②関係会社株式　総平均法による原価法

③棚　卸　資　産

製　　品　移動平均法による原価法

仕　掛　品　移動平均法による原価法

原材料及び貯蔵品　移動平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却方法

①有形固定資産

a）リース資産以外の有形固定資産　平成19年３月31日以前に取得したもの……旧定額法

平成19年４月１日以後に取得したもの……定額法

なお、主な耐用年数は建物３～50年、機械装置は10年になります。

(追加情報)　平成20年度税制改正を契機に当社の耐用年数を見直したことにより、当社の機械装置について、従来、耐用年数を２～13年としていましたが、当事業年度から10年に変更しております。これにより、当事業年度の損益に与える影響額は、売上総利益は27,798千円、営業利益、経常利益、税引前当期純利益および当期純利益は27,860千円の減少であります。

b）リース資産　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産

リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法によります。

②無形固定資産

a）リース資産以外の無形固定資産　定額法

但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づき定額法を採用しています。

b）リース資産　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産

リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法によります。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金　債権の貸倒損失に備え、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定債権については、債権の回収可能性を検討して、回収不能見込額を計上しています。

②賞与引当金　従業員に対する賞与支払に備えて、支給見込額に基づく当事業年度負担額を計上しています。

③退職給付引当金　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。

なお、当事業年度末において、前払年金費用527,518千円を資産に計上しています。

会計基準変更時差異（927,073千円）については、15年による按分額を費用処理しています。
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均勤続期間以内の一定の年数（10年）による按分額をそれぞれ発生の翌事業年度より費用処理しています。

(追加情報)　当社は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成19年７月１日に厚生労働大臣から過去分返上の認可を受け、平成20年９月26日付で国に返還額(最低責任準備金)の納付を行っております。これにより、前期（平成20年３月期）に測定された返還相当額と確定返還額との差額9,950千円を、厚生年金基金代行返上益として特別利益に計上しております。
なお、前期（平成20年３月期）において、厚生年金基金代行返上益として、特別利益1,900,264千円を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための重要な事項

①棚卸資産に関する会計基準等の適用　当事業年度から企業会計基準委員会　企業会計基準第９号「棚卸資産の評価に関する会計基準」(平成18年７月５日）が適用されたことに伴い、評価基準については、原価法から原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）に変更しております。
なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

②リース取引に関する会計基準等の適用　「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会　平成５年６月17日　最終改正　平成19年３月30日　企業会計基準第13号)および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会　平成６年１月18日　最終改正　平成19年３月30日　企業会計基準適用指針第16号）を適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更し、リース資産として計上しております。
また、リース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
但し、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。
なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

②消費税等の会計処理方法　税抜方式を採用しております。

2．貸借対照表に関する注記

(1)担保に供している資産

土　　地	4,142,677千円
建　　物	3,181,825千円
構　築　物	127,336千円
計	7,451,839千円

上記に対する債務は次のとおりであります。

借　入　金	5,400,000千円

(2)有形固定資産の減価償却累計額　7,578,357千円

(3)関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短　期　債　務	9,387千円
長　期　債　権	3,000千円

(4)コミットメントライン契約

運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行５行とコミットメントライン契約を締結しております。

当事業年度におけるコミットメントラインに係る借入金未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントライン契約の総額	1,000,000千円
当事業年度末借入未実行残高	500,000千円

3．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高は次のとおりであります。

営業取引による取引高	
関係会社からの仕入高	119,252千円
営業取引以外の取引高	131千円

4．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普　通　株　式	32,326株

5．税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
繰越欠損金控除による税金回収見込額	2,595,764千円
賞与引当金	75,649千円
貸倒引当金	28,031千円
その他	14,577千円
繰延税金資産小計	2,714,022千円
繰延税金負債との相殺	△ 214,383千円
評価性引当額	△2,499,638千円
繰延税金資産合計	0千円
(繰延税金負債)	
前払年金費用	214,383千円
繰延税金負債小計	214,383千円
繰延税金資産との相殺	△ 214,383千円
繰延税金負債合計	0千円
繰延税金負債の純額	0千円

6．リースにより使用する固定資産に関する注記

(通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用したものに限る)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額

	工　具　他
取得価額相当額	144,428千円
減価償却累計額相当額	113,240千円
期末残高相当額	31,187千円

(注)　取得価額相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、「支払利子込み法」により算出しております。

(2)未経過リース料期末残高相当額

1　年　以　内	25,825千円
1　年　以　上	5,362千円

(注)　取得価額相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、「支払利子込み法」により算出しております。

(3)支払リース料および減価償却費相当額

支払リース料	42,746千円
減価償却費相当額	42,746千円

(4)減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

7．関連当事者との取引に関する注記

(1)子会社

属　性	会社等の名称	住　所	資本金(千円)	事業等の内容	議決権の所有割合	議決権の被所有割合	関係内容		取引の内容(注)	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
							役員の兼任	事業上の関係				
子会社	南東洋シヤッター株式会社	鹿児島県姶良郡蒲生町	20,000	外注業務の請負	100%	0%	―	外注先	外注加工	119,252	買掛金	9,387
									貸付金利息	131	長期貸付金	3,000

(注)　取引条件および取引方針の決定等

価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案し、交渉の上で決定しております。

(2)会社役員および個人主要株主等

該当事項はありません。

8．１株当たり情報に関する注記

(1)１株当たり純資産額	1,048円15銭
(2)１株当たり当期純利益	15円12銭

(備考)　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成21年５月13日

東洋シヤッター株式会社
取　締　役　会　御　中

栄　監査法人
代表社員
業務執行社員　公認会計士　國　分　紀　一　㊞
代表社員
業務執行社員　公認会計士　迫　田　清　己　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、東洋シヤッター株式会社の平成20年４月１日から平成21年３月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成20年４月１日から平成21年３月31日までの第54期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第１号の基本方針及び同条第２号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

また、会社法第384条に基づき、第54回定時株主総会に取締役が提出しようとする議案等について調査いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財産及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第２号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人　栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人　栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(4) 議案等の調査結果

第54回定時株主総会に取締役が提出しようとする議案等について指摘すべき事項は認められません。

平成21年５月18日

東洋シヤッター株式会社　監査役会

常勤監査役　山　口　正　明　㊞

常勤監査役　増　山　久　雄　㊞

社外監査役　津　田　尚　廣　㊞

社外監査役　堤　　昌　彦　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

1．変更の理由

平成16年６月９日に公布された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号）が平成21年１月５日に施行されたことに伴い、所要の変更を行うものです。

2．変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現　行　定　款	変　　更　　案
第２章　株　　式	第２章　株　　式
(株券の発行) 第６条　当会社は、株式に係る株券を発行する。 第７条　(条 文 省 略)	(削　　除) 第６条　(現行どおり)
(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第８条　当会社の単元株式数は100株とする。 ２．当会社は、単元株式数に満たない株式の数を表示した株券を発行しない。	(単元株式数) 第７条　(現行どおり) (削　　除)
(株主名簿管理人) 第９条　当会社は株式につき、株主名簿管理人を置く。 ２．株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ３．当社の株主名簿（実質名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせる。	(株主名簿管理人) 第８条　当会社は株式につき、株主名簿管理人を置く。 ２．株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ３．当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせる。
(株式取扱規程) 第10条　当会社の発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、実質株主通知の受理、単元未満株の買取その他の株式または新株予約権および株券喪失登録に関する取扱いについては、取締役会において定める株式取扱規程による。	(株式取扱規程) 第９条　当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いについては、取締役会において定める株式取扱規程による。

現　行　定　款	変　　更　　案
(基準日) 第11条　当会社は、毎事業年度末日現在の株主名簿に記載または記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、権利を行使することのできる株主とする。 ２．前項に定めるほか、必要があるときは、あらかじめ公告して一定の日現在の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録株式質権者とすることができる。 第11条の２～第49条（条 文 省 略）	(基準日) 第10条　当会社は、毎事業年度末日現在の株主名簿に記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、権利を行使することのできる株主とする。 ２．前項に定めるほか、必要があるときは、あらかじめ公告して一定の日現在の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録株式質権者とすることができる。 第10条の２～第48条（現行どおり）
	附　則
(新　　設)	第１条　当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。
(新　　設)	第２条　前条および本条は、平成22年１月６日をもってこれを削除する。

第２号議案　取締役５名選任の件

本総会の終結の時をもって取締役全員（６名）は任期満了となります。

つきましては、取締役５名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の種類および数
1	藤田和育 (昭和21年６月24日生)	昭和45年11月　当社入社 平成６年４月　当社つくば工場長 平成11年10月　当社業務管理部長 平成12年４月　当社事業推進部長兼購買部長 平成12年６月　当社取締役事業推進部長兼購買部長 平成13年３月　当社取締役購買部担当兼事業推進部長 平成13年６月　当社取締役EM事業部、購買部担当兼事業推進部長 平成14年６月　当社代表取締役社長 平成15年６月　当社代表取締役社長職務全般、生産事業部、購買部、品質管理室担当 平成16年９月　当社代表取締役社長職務全般、購買部、品質管理室担当 平成18年４月　当社代表取締役社長兼執行役員社長、全般統括 平成19年４月　当社代表取締役社長兼執行役員社長、経営統括 平成20年４月　当社代表取締役社長兼執行役員社長、全般統括 現在に至る	普通株式 31,584株
2	山本宣 (昭和25年４月30日生)	昭和48年４月　㈱第一勧業銀行入行 平成９年６月　同行船場支店長 平成11年４月　同行支店第二部部長 平成12年５月　同行支店第三部部長 平成13年５月　同行大阪支店長 平成14年４月　㈱みずほ銀行大阪中央支店長 平成15年５月　みずほスタッフ㈱常務取締役 平成17年６月　当社取締役副社長、社長補佐、監査室担当 平成18年４月　当社取締役兼執行役員副社長、全般統括補佐、内部統制統括部担当 平成19年４月　当社代表取締役副社長兼執行役員副社長、執行統括 平成20年４月　当社代表取締役副社長兼執行役員副社長、全般統括 現在に至る	普通株式 5,300株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の種類および数
3	岡田敏夫 (昭和37年11月４日生)	昭和61年４月　川鉄商事㈱入社 平成３年４月　当社入社 平成６年10月　当社営業企画室長 平成９年６月　当社取締役企画室長 平成11年４月　当社取締役管理本部副本部長兼企画室長 平成12年４月　当社取締役総務部担当兼企画室長 平成13年６月　当社取締役生産事業部、総務部、経理部担当兼企画室長 平成14年10月　当社常務取締役東日本地区事業部担当兼関東ビル建事業部長 平成15年４月　当社常務取締役東京本社統括 平成18年４月　当社取締役兼常務執行役員企画管理本部長 平成19年４月　当社取締役兼常務執行役員企画管理本部長兼新規事業開発部長 平成20年４月　当社取締役兼常務執行役員企画管理本部管掌兼企画管理本部長兼新規事業開発部長 平成21年４月　当社常務取締役兼常務執行役員業務企画統括部統括部長兼ＥＭ営業部管掌 現在に至る	普通株式 7,400株
4	小田　修 (昭和29年２月８日生)	昭和51年３月　㈱日本シャッター製作所入社 平成13年１月　当社西日本事業部九州支店長 平成16年３月　当社EM事業部長兼オーシマ営業部長 平成18年４月　当社内部統制統括部長兼リスク管理室長 平成19年６月　当社取締役内部統制統括部長兼リスク管理室長 平成20年４月　当社取締役内部統制統括部長 平成21年４月　当社取締役コンプライアンス統括部統括部長 現在に至る	普通株式 2,600株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の種類および数
5	三　邑　政　輝 (昭和26年９月２日生)	昭和50年３月　当社入社 平成12年４月　当社関西地区事業部長 平成13年６月　当社取締役地区事業部担当兼関西地区事業部長 平成14年10月　当社取締役西日本地区事業部、メンテ事業部担当 平成15年４月　当社取締役メンテ事業部担当 平成16年10月　当社取締役東日本事業部長兼西日本事業部長 平成17年３月　当社取締役東日本事業部長兼西日本事業部担当 平成17年６月　当社取締役東日本事業部長 平成18年４月　当社取締役兼常務執行役員、東日本営業ユニット部門長兼横浜支店長 平成18年６月　当社常務執行役員、東日本営業ユニット部門長兼横浜支店長 平成19年１月　当社常務執行役員、東日本営業ユニット部門長 平成19年４月　当社常務執行役員生産製品本部副本部長 平成20年４月　当社常務執行役員生産製品本部長 平成21年４月　当社常務執行役員経営企画統括部統括部長兼新規事業開発部長 現在に至る	普通株式 6,146株

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第３号議案　監査役１名選任の件

監査役　増山　久雄氏は本総会終結の時をもって退任いたします。

つきましては、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、岩出　政和氏は増山　久雄氏の補欠として選任されることとなりましたので、その任期は当社定款の定めにより、退任された監査役の任期の満了すべき時までとなります。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

氏　　名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の種類および数
岩　出　政　和 (昭和23年１月７日生)	昭和41年３月　当社入社 昭和63年10月　当社枚方工場長 平成７年４月　当社奈良工場長 平成８年４月　当社関西事業部副事業部長兼奈良工場長 平成９年６月　当社取締役関西事業部副事業部長兼奈良工場長 平成11年４月　当社取締役生産技術本部長兼資材部長 平成12年４月　当社取締役生産事業部担当兼メンテ事業部長 平成13年６月　当社取締役設計工務部、技術部担当兼メンテ事業部長 平成14年10月　当社取締役総務部、経理部、事務センター準備室担当兼経営企画室長 平成15年４月　当社取締役総務部、経理部、事務センター室担当兼経営企画室長 平成15年６月　当社取締役総務部、経理部、事務センター室、ISO推進部担当兼経営企画室長 平成16年６月　当社取締役経営企画室、総務部、経理部、事務センター室、ISO推進部担当 平成17年６月　当社取締役生産事業部、経営企画室、総務部、経理部、事務センター室、ISO推進部担当 平成18年４月　当社取締役兼専務執行役員生産製品本部長 平成19年４月　当社専務取締役兼専務執行役員生産製品本部長 平成20年４月　当社専務取締役兼専務執行役員生産製品本部管掌 平成21年４月　当社専務取締役 現在に至る	普通株式 7,300株

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第４号議案　監査役補欠者１名選任の件

監査役補欠者　小林　喜雄氏は本総会開始の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役補欠者１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

また、候補者からは、本令に定める監査役の員数を欠く場合に、監査役に就任する旨の承諾を得ております。

監査役補欠者の候補者は次のとおりであります。

氏　　名 (生年月日)	略歴および他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の種類および数
小　林　喜　雄 (昭和24年10月５日生)	昭和48年８月　監査法人　中央会計事務所入所 昭和52年10月　公認会計士登録 昭和57年12月　監査法人　中央会計事務所退所 昭和58年１月　公認会計士　小林喜雄事務所所長 現在に至る 平成11年６月　当社監査役 平成17年６月　当社監査役補欠者 現在に至る 平成17年６月　小太郎漢方製薬㈱　監査役 現在に至る 平成17年６月　ゼット㈱　監査役補欠者 現在に至る 平成19年10月　㈱五ツ木書房　監査役 現在に至る	普通株式 2,000株

(注) 1.　候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2.　小林　喜雄氏は、社外監査役の補欠として選任するものであります。

3.　社外監査役補欠者に関する特記事項は以下のとおりであります。

(1) 社外監査役補欠者とする理由について

小林　喜雄氏については、公認会計士としての豊富な経験と優れた識見を当社の監査体制の強化に活かしていただくため、社外監査役補欠者として選任をお願いするものであります。

(2) 社外監査役としての責任限定契約について

当社は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めており、社外監査役補欠者　小林　喜雄氏は、監査役が法令に定める員数を欠くことになり就任することとなった場合は、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第１項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

以　上

株主総会会場ご案内略図

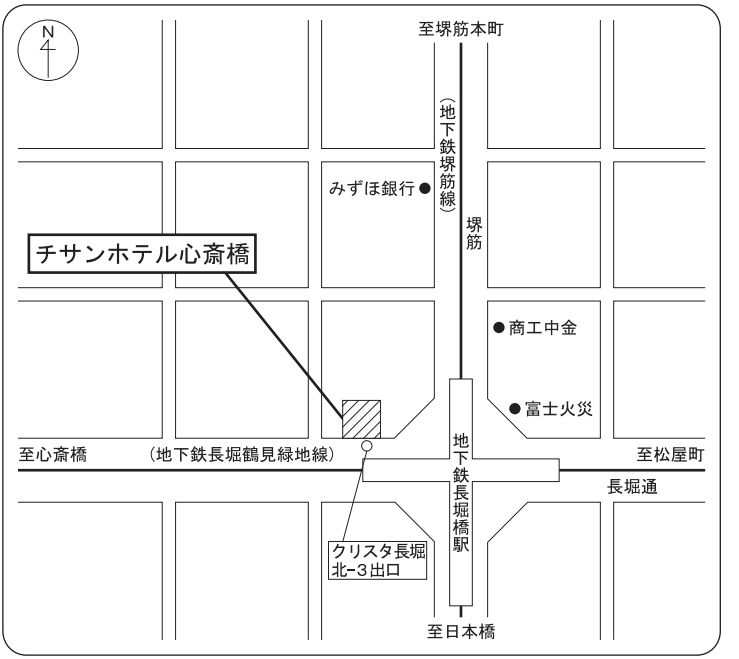

会場　チサンホテル心斎橋　第一会場
大阪市中央区南船場２丁目４番10号
TEL (06)6263-1511

交通　地下鉄堺筋線または長堀鶴見緑地線
「長堀橋」駅下車
２-Ａ出口方面
「クリスタ長堀」北-３出口よりすぐ